

平成二四年三月二七日（火）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

○ 豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

私の持ち時間は十分ということです。新党きづなの豊田潤多郎でございます。

○ 中塚副大臣 まず最初に、このような事態に立ち至つたことは本当に遺憾で残念に思っております。

そこで、第一点、第二点のことに関して言いますと、私は、監督官庁としての金融庁に大変大きな責任があるのでないかと思っております。

○ 豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

最初、この会の冒頭に大臣が挨拶をされました。そのときに、再発防止策のところに、本事案が露見することなく拡大した原因といったしましてはとういうくだりがござりますが、これを私聞いておりまして、まるで人ごとのように、他人事のように何かおっしゃっているような気がしたわけではありません。

私は、今回の A I J の件は間違いなく司直の手に委ねられるであろうと思っておりますし、刑事責任は司法の場において徹底的に究明されるべきであります。しかし、国会における審議のあり方は、刑事責任を追及する司法の場とは異なります。

国会においては、今回のように公的な資金を毀損するような事犯について、その発生をいかに防ぐかという観点から審議が行われるべきであります。すなわち、次の三つの点が精査、検討される必要があると思っております。

○ 中塚副大臣 まず最初に、このような事態に立ち至つたことは本当に遺憾で残念に思っております。

そこで、今、豊田先生から御指摘がありました。数々情報が寄せられて、早く検査、調査に着手をしておれば被害を拡大することはなかつたのではないかという御指摘でござります。

先ほど来、私どもの証券取引等監視委員会からも御答弁申し上げております。厳しい行財政事情の中で、限られた人員で、いろいろな情報に基づき、またリスクベースで検査を行つていていることなんだと思いますけれども、現実問題、実態といたしましては、検査に入るということ、たくさんの中から、それでも検査に入るという場合には、例えば、具体的な証拠書類が添付をされつておつて金融商品取引業者の違法行為の疑いを示している、そういう具体的な情報とか、あるいは当該関係者しか知り得ないと考えられる情報、さらに同じ時期にたくさんの方から今申し上げたよ

うな具体的な情報が寄せられているという場合には検査、調査を行つてているというのが実情でござ

逆から言えば、なぜ今回このような事犯の発生を防ぐことができなかつたのか、この原因、理由を解明すること。第二に、この第一の原因、理由の解明に基づいて関係者の責任の所在を明確にすること。それから第三番目が、今回の、今後の防止策として、第一点、第二点を踏まえて、立法措置を含め、具体的な手立てを早急に講じていくこと。これが国会で議論されるべきことであると考えております。

ところから寄せられていたのに、なぜ手を打つてこなかつたのか。これは、私は、本当に監督官庁として大変な責任があると思つております。

何らかの手を打つていれば今回のことが全面的に防げたというのは難しいかもしれません、少なくともここまで大きな問題にならずに影響を食いとめることができたのではないかという気もいたします。まず、大臣、あるいは副大臣、どちらでも結構です。

○ 中塚副大臣

まず最初に、このような事態に立ち至つたことは本当に遺憾で残念に思つております。

そして、今、豊田先生から御指摘がありました。数々情報が寄せられて、早く検査、調査に着手をしておれば被害を拡大することはなかつたのではないかという御指摘でござります。

先ほど来、私どもの証券取引等監視委員会からも御答弁申し上げております。厳しい行財政事情の中で、限られた人員で、いろいろな情報に基づき、またリスクベースで検査を行つていていることなんだと思いますけれども、現実問題、実態といたしましては、検査に入るということ、たくさんの中から、それでも検査に入るという場合には、例えば、具体的な証拠書類が添付をされつておつて金融商品取引業者の違法行為の疑いを示している、そういう具体的な情報とか、あるいは当該関係者しか知り得ないと考えられる情報、さら

います。

そういう意味で、実態はそういうことなんですが、けれども、こういった事態に立ち至った経緯、そしてその原因を考えますときに、改善すべき点は本当にたくさんある、そういうふうに思つております。まさに人員の面もそうであります。また、情報をお寄せをいただく、具体的な情報という点であれば、やはりそういった投資家の意識も変えていっていただきかなきやいかぬという点もあると思つています。

○豊田委員 今の答弁もわからなくはないんですけど、大変受け身というか、もう少し行政は情報いろいろと、私も役所の経験ありますが、金融のことも、検査もやっておりましたし、また国税もやっておりました。大体怪しいというようなところは目星をつけて逆に内偵していくというのが役所のやはり積極的な対応姿勢ではないかと思つてます。今後、またこれは折につけて追及していく時間がありません。次の、第三点の今後の防止策の中で、次の話題でありますが、金融庁が外部監査の義務づけを検討されているということを聞いています。これは大いに進めるべきで、結構な話ではないかと思つてますが、今回の問題の中で、非常に私は、信託銀行の役割というのが、責任が大きいのではないかというふうに考えてます。

今回の A-I-J のような投資運用業者が運用受託しましても、実際の財産管理は信託銀行が行うということになつておりますし、信託銀行が受託を

受けた基金の財産管理状況についてその当該基金に報告書を出す、提出するということになつていい、こういう仕組みです。

信託銀行というのは、投資顧問業者とは異なります。まさに人間の面もそうであります。また、

情報をお寄せをいたぐ、具体的な情報という点であれば、やはりそういった投資家の意識も変えていっていただきかなきやいかぬという点もあると思つています。

○豊田委員 今の答弁もわからなくはないんですけど、大変受け身というか、もう少し行政は情報いろいろと、私も役所の経験ありますが、金融のことも、検査もやっておりましたし、また国税もやっておりました。大体怪しいというようなところは目星をつけて逆に内偵していくというのが役所のやはり積極的な対応姿勢ではないかと思つてます。今後、またこれは折につけて追及していく

時間がありません。次の、第三点の今後の防止策の中で、次の話題でありますが、金融庁が外部監査の義務づけを検討されているということを聞いています。これは大いに進めるべきで、結構な話ではないかと思つてますが、今回の問題の中で、非常に私は、信託銀行の役割というのが、責任が大きいのではないかというふうに考えてます。

○中塚副大臣 今回の事例でありますと、信託銀行自身は投資判断を行う立場にはなかつたということがまず第一点目でありますし、さらには、今お話しの監査報告書でありますが、これが改ざんをされていましたということも監視委員会から聞いているところであります。

○海江田委員長 いずれにいたしましても、そういうことを踏まえ、今後、こういった事案に関しまして信託銀行がどのような役割を果たしていくべきかという

ことについてはちゃんと検討していくたい、そう思つております。

○豊田委員 最後に、大臣にお聞きしたいんですけど、感想で結構でございますが、私は今まで、極めて大きな社会的信用力があります。

信託銀行というのは、財産を預かっていて、善良に、マーケットやマーケットに参加している業者についても的確に情報入手する、そういう調査能力を持つている、大きな信用力のあるところであります。信託銀行がもつとチェックを厳しく行つていれば、この A-I-J やアイティーエム証券の不自然さ、あるいはおかしな取引というのに気がついたのではないかと私は思います。

○中塚副大臣 残念なことに、信託協会の会長は、後から来られます。私、質問するつもりですけれども、三月十五日の記者会見で、信託銀行として見抜くことは不可能、こう言い切つておられる。しかも、その信託協会の会長は当事者としてのみずほ信託銀行の社長でもある。

私は、信託銀行の責任というのを今回非常に大きいものがあると思いますが、監督官庁としてどのように考えますか。

○中塚副大臣 今回の事例でありますと、信託銀行自身は投資判断を行う立場にはなかつたということがまず第一点目でありますし、さらには、今お話しの監査報告書でありますが、これが改ざんをされていましたということも監視委員会から聞いているところであります。

○海江田委員長 大臣、質疑時間が終了しておりますので、ごく手短にお願い申し上げます。

○自見国務大臣 先生の御指摘の問題でございまが、年金基金等の運用管理に関する信頼性を確保する観点から、金融実務を踏まえた実効性のある、今先生からも御提案がございましたが、実効性ある再発防止策を、先生方と、あるいは関係省

府とも連携しつつ、幅広くきちっと検討し、実現させていただきたいというふうに思つております。

○豊田委員 終わります。

平成二四年三月二七日（火）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

○ 豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でござります。

私の持ち時間は十分ということでございますので、あれこれ言つてはいるうちにすぐ終わってしまいながら、私は個別的にいろいろ事実関係を問い合わせたことはこの場ではいたしません。私は、お見大臣初め金融庁のところの先ほどの委員会のところで申し上げたとおりですけれども、国会は司法とは違います。恐らく、浅川参考人ほか何名の方を含めて、これは司法の場に必ず移ると私は確信しておりますけれども、そこで明確に、誰がどういう責任があつて、どういう経緯でどういうことをしたのかということを、事実関係と責任が明確になるとと思いますし、それに対するまた責任のとり方というのも明確になつていくと思ひます。

私は、その関係はそちらに任せるとして、なぜ

○ 浅川参考人 冒頭申しましたように、全受益者の皆様には本当に申しあげないと思つております。この委員会を通じまして、私も、今現在強制調査中ですけれども、誠意を持つて当たりたいと思っております。

○ 豊田委員 この参考人招致ということでは、これまで以上、私は限界があると思つておりますので、必ずや、司直の手は司直の手として、事実の解明のために証人喚問を求めたい、このように思いますが、その上で、委員長、よろしくお詫びのほどをお願いいたします。

○ 海江田委員長 先ほど来、幾つかの政党からそういうお話をありますので、これは理事会でよく協議をさせていただきます。

○ 豊田委員 お願ひいたします。

国会できょうは参考人で來ていただいているかと
いうと、國の大事な、國民の皆さんのが掛けた年金
の大事な部分を毀損して多大なる社会的な不安あ
るいは迷惑をかけている、あるいは迷惑どころか
損害をかけている、その事実に対して国会として
るべき措置をとるべきではないか、それと一番
大事なことは、こういうことが二度と起こらない
ように予防なり防止策をとる、これが大事なポイ
ントであるということでお私は質問をさせていただ
いているわけですけれども、残り七、八分の中で、
一言だけ、浅川社長、浅川参考人、これだけの、
今回、質疑応答があつた中で、あなたは振り返っ
て、この一時間半余り、二時間近くになりますが、
どのような感想を持つておられるか、最後、一言
お聞きしたいと思います。

○ 浅川参考人 なぜならば、先ほどの、金融庁に対しての質問もいたしましたけれども、信託銀行というのは、確かに第三者ではなくて当事者でありまして、確かに、投資顧問業者、そのスキーム、先ほどちよ
つと御説明もされましたけれども、投資顧問業者が投資運用業者として、運用受託機関として基金の財産を受け入れて運用をする、それはそれでいいんですが、これはあくまで財産の管理は信託銀行が行つておられるわけであります。

信託銀行から、例えば具体的に A という厚生年金基金にかれこれこうこういう形で資産を運用されていますと、その指図は、確かに投資顧問業者からの指図を受けていますが、こういう形で運用をして管理をしておりますということを信託銀行が基金に報告を出している。これは、善管注意義務というのは当然ありますけれども、信託銀行と投資顧問業者では世間の評価は全く違います。

投資顧問業者的人には悪いんですが、信託銀行というのは社会的に大きな公共的な責任もあれば、信用力もあります。それから、調査能力もあります。マーケットでどういうふうな今市況になつて、例えばリーマン・ショック後、どういうふうな株式市況、どういうふうな債券市況になつて、かということは、信託銀行の人の調査部門、すごく調査が行き届いているはずです。しかも、そこ

私はちょっと視点を変えまして、今回の問題の中でも、先ほども金融庁に申し上げましたが、金融庁を初めとする監督当局と、私は信託銀行の責任が極めて重い、このように思つております。

ているかというのは百も御存じのはずですし、ましてや年金を受託してその投資顧問業者から指図を受けているんであれば、信託銀行がもつと責任を持つてその辺の管理をすべき、あるいは注意を喚起するということがあつてしかるべきではないかと思うんですが、まず、信託協会の会長という立場ももちろんですけれども、今回のみずほ信託銀行として具体的に当事者になつておられる野中参考人からお考えを聞きたいと思います。

○野中参考人 我々が受けている、ある意味では事務受託でございます、年金特定信託契約というのには今先生がおつしやつたとおりでございまして、投資顧問会社が運用スキームを構築し、運用商品の設定も全て行う。これは基金においてもそれは当然の、投資一任契約を基金と投資顧問会社の間で結んでおりますので、我々が、それがある意味で決定したところで基金と我々との間で年金の特定信託契約、すなわち資産管理という意味で契約を結ぶわけです。

その一番ポイントは、時価ないしはその財産が存在しているかということのチェックだと思うんですが、この場合、実は SEC のレポートにもありますように、時価情報というのはある意味で証券会社からいただく、こういうスキームでござります。

そういうことで、大変残念ではありますけれども、我々は、証券会社からいただいた時価情報をもとに基金に対してマンスリーのレポートを提示したことでありまして、結果的にそれが間違えていたということになりますが、証券会社か

らの時価情報授受という点において、大変残念ではありましたけれども、我々は見抜けなかつたということであります。

ただ、我々として、今後のあるべき姿、年金の特定信託契約において、もつと信託銀行みずからが時価情報に近づけるようなスキームがないかと、いうことを今検討しているところでございます。以上です。

○豊田委員 信託銀行のそれだけの社会的信用を持つて、しかもマーケットの調査能力のあるところの社長さんのお答えとは私はとても思えないんですが。

私も、旧大蔵省において銀行局にもおりましたし、銀行、証券も担当しておりました。正直言つて、証券というのは営業がありますから、北の支店で言つてはいることと南の支店で言つてはいることで、北では売りだ、南では買いだと株を売つたりしている、こういう事実があつて、証券会社の方はそれほど信用力がないというのは一般的に言われていることですけれども、銀行として、信託銀行は信託をやつておられるわけですがけれども、信託銀行というのは、それなりにちゃんと社会的信用力もあれば、世間の人は、まさか間違いは起こさないと。実際、間違いを起こされないと

はどうなんでしょう。
○野中参考人 今回のスキームで特徴的だったのは、外国籍投信であつたこと、私募形式であったことということだと思います。こうした A I J スキームにおける外国籍投信の名義人は証券会社でございます。我々ではありません。ということで、名義人ではない信託銀行が、いわゆるフェアマーケットバリュー、公正価値、公正時価に近づくことというのはなかなか難しい。

今、信託協会のワーキンググループで検討しておりますけれども、例えば、これは一つの考え方ではありますけれども、時価を把握するために、外国籍投信の場合の名義人を信託銀行にしたらどうかという一つの案があります。もちろん、それについては、いろいろな関係当局、関係者等々とも議論を進めていく必要があるかとは思いますけれども、何しろ我々としては、委託者が安心して時価を認識できるスキームが何とかできないかといふことを検討しているところでございます。

○豊田委員 それでは、さらにお聞きしますけれども、A I J というところが、二〇〇八年からいろいろなところで情報として信託銀行さんもつかりおられたと思うんですね。いろいろな年金情報とかというのは調査部門で調べておられると思ひます。A I J がおかしなことをやつていてるんじゃないかと言われている、そこからの指図で、アイテイエム証券が、外国のものであれ、あるいは、そういうもので手が届かないということであつても、そういうことについて何か運用上おかしいと思われるということはなかつたんでしょうか。

○野中参考人 まず、運用上のパフォーマンス、運用パフォーマンスの点と、スキームにおける時価情報の点と二つあると思います。

一つは、パフォーマンスの件でありますけれども、これはいろいろな年金のパフォーマンス評価会社のレポートにおいても、A I J 投信のハイパフォーマンスは注目されておりました。それは事実であります。

ただ、我々も、先ほど、実は信託銀行というのは二つの信託契約があると申し上げました。一つは、我々自身が運用をする受託者となつて、我々がパフォーマンスを上げていかなくちゃならない年金信託契約です。それからもう一つは、この A I J のように、投資顧問会社が基金との間で一任契約を結んだ際の事務の受託である年金特定信託、この二つということで申し上げました。

後者の方のスキームの点における懐疑性については、実は、大変残念ではありますけれども、信託協会、それから単一銀行であるみずほ信託銀行においても、証券会社から時価情報をもらうとか等々について、大変残念ですけれども、懐疑の念は持ちませんでした。

以上です。

○豊田委員 時間が来ましたので、これ以上質問はいたしませんけれども、私は、信託銀行が今回果たすべき役割というのはもつとあつたんじやないかと思っています。

もう少し信託銀行のサイドで、年金あるいはその年金の受託、それを運用する特に投資顧問会社、そういうところに対する気配り、目配り、注意が

行き届いていれば、ここまで大きな問題にならなかつたのではないか、というふうに、私は、信託銀行の今後の責任というのも追及していきたいと思つていますし、これまで何とか工夫すれば、今までのスキームでもある程度は防げた。しかし、よりよいものをつくつて、もっと、こういうことが二度と起こらないようやっていくという会長の前向きの姿勢を私は評価したいと思っています。

これで質問を終わります。以上です。

○海江田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会